

2019年度 社会福祉法人都城市社会福祉協議会

## 子ども・子育て応援基金

# みやこんじょ子どもスマイル助成金募集要項

### 1. 助成金の目的

都城市社会福祉協議会では、子どもたちのために役立てて欲しいとの想いで頂いた寄附金をもとに「子ども・子育て応援基金」を設置し、平成24年度から助成事業を開始しました。

この基金を活用し、地域ぐるみでの子育て支援活動を推進し、地域住民との世代間交流を図り、ひいては地域で次世代の担い手を育成することを目的とします。

### 2. 助成対象となる団体

都城市において子ども・子育て支援活動を行っている団体、または新たに活動を実施予定の団体で以下の条件を満たしていることが必要となります。

- (1) 年間の活動計画が明確で、規約・会則等を定めている団体
- (2) 代表者および会計責任者が明確であり、都城市内で活動を展開している団体
- (3) 原則として市内に在住の3人以上で構成されている団体
- (4) 代表者が市内在住の18歳以上である学生グループやボランティアサークル
- (5) 政治、宗教または営利を活動目的としていない団体
- (6) 暴力団またはその構成員の統制下でないこと

助成対象となる団体には、新規で立ち上げる団体の基盤整備費も含まれます。

ただし、新規団体の活動が助成対象か否かの審査が必要となりますので事前にご相談ください。

**※立ち上げから3年未満の団体を優先的に助成します。**

### 3. 助成対象となる活動および助成金

地域ぐるみの子育て支援活動を対象とし、2つのコースで募集します。

なお、2019年4月1日から2020年3月31日までの一年間の事業（活動）を助成対象とし、交付決定以前（2019年4月1日以降）にかかった経費もさかのぼって対象とします。

# 2つのコースで募集します。

(ただし、100%助成は原則ありません。一部自己負担をお願いします。)

## ① 事業助成コース (最大20万円)

次のような事業に対して助成します。



- 異世代交流活動

(例) 学校と地域住民、乳幼児と高齢者等の世代間交流活動等に

- 居場所づくり活動

(例) 子育てサロン、児童・生徒の放課後サロンの開設等に

- 子育て支援・相談活動

(例) 出産おめでとう訪問、不登校相談事業等に

- その他、地域での子育て支援において課題解決や孤立防止につながる活動

子どもたちの学習支援や子ども食堂など、活動を開始したばかり、もしくはこれから始めてみたい方々を応援します。



## ② 基盤整備コース (最大10万円)

活動に必要な備品購入費等を助成します。



※ 基盤整備コースに関しては、同一団体として助成を受けることができるのは一回に限ります。

(過去に基盤整備コース、またはこれに該当する助成を受けた場合は、応募できませんのでご注意ください。)

※ 事業助成コースと基盤整備コースを併せて要望することは可能ですが、助成金額については各コース最大10万円、最大合計20万円となります。

《対象外事業》

- ・ 他の助成金を受けている事業
- ・ 営利活動を目的とする事業

《対象外経費》

- ・ 団体メンバー等の人件費
- ・ 家賃、光熱水費、通信費など団体の経常的な運営経費  
(ただし、活動に必要な郵送、宅配料金などは対象経費とします。)
- ・ 食糧費 (ただし、活動に要する食材費は対象経費とします。)
- ・ 予備費 (具体的な用途が定まっていない経費)

#### 4. 受付期間・方法

(1) 受付期間

2019年4月15日(月)～2019年5月24日(金)

(2) 受付先

所定の「助成金交付要望書」(様式第1号)に必要事項を記入、捺印の上、必要書類を添付して、都城市社会福祉協議会本所 総務課法人係へ提出して下さい。(郵送不可)

書類不備などがあった場合、再提出が必要となりますので、できるだけ早めの提出をお願いします。

(3) 添付資料

- ① 事業(活動)計画書・・・(別紙様式1)
- ② 規約または会則
- ③ 役員等名簿・・・・・・・・(別紙様式2)
- ④ 総会資料(総会を行っている団体は、必ず提出して下さい。)  
※ 総会を行っていない団体、もしくは、今年度の総会が終了していない団体についてはご相談ください。
- ⑤ 収支予算書・・・・・・・・(別紙様式3)  
※ ただし、総会資料に収支予算書がある場合は、提出の必要はありません。
- ⑥ 見積書(備品購入の場合のみ提出して下さい。)
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書及び同意書(別紙様式4)

(4) 募集要項・助成要望書の入手方法

都城市社会福祉協議会のホームページ (<http://www.m-syakyo.or.jp/>) からダウンロードできます。(PDF形式またはワード形式)

また、都城市社会福祉協議会本所窓口でも配布しております。

**5. 審査方法**

6月中旬に開催する公開審査会において、口頭による10分程度のプレゼンテーションと、審査委員による10分程度の質疑応答の時間を設けます。

審査基準については、以下の基準に基づき審査を行います。

なお、審査結果については、6月下旬頃に書面にて通知します。

<主な審査基準>

①必要性	地域のニーズ、現状分析を正確に把握した活動であるか
②効果性	子ども・子育て支援における課題の解決への効果が大きいか
③独創性	地域および団体の特性を生かした活動であるか
④発展性 継続性	対象となる活動に持続性があり、今後さまざまな活動に広がる可能性があるか
⑤費用の妥当性	助成による効果が期待できるか
⑥住民参加	地域ぐるみでの子ども・子育て支援活動を対象とした事業となっているか
⑦社会資源との 連携	公民館、児童館、学校、社会福祉施設、その他地域の社会資源と連携した活動であるか
⑧先駆性	時代に先駆けた新しい取り組みの活動であるか

## 6. 助成金の交付

助成金交付決定通知書とともに送付する交付申請書（様式第3号）に必要事項を記入し、請求書を提出してください。また、助成金は原則振込となります。

## 7. 実績報告書の提出について

助成事業の完了後1か月以内に、助成金とともにお渡しする実績報告書（様式第4号）と以下の書類を添えて都城市社会福祉協議会 本所総務課法人係まで提出してください。

- (1) 助成金事業実施状況報告書・(様式第5号)
- (2) 収支決算書・・・・・・・・・・(様式第6号)
- (3) 支出明細書・・・・・・・・・・(様式第7号)
- (4) 領収書 (コピー可)

助成事業の活動内容については、広報紙やホームページの他、当会主催のイベント等で広く紹介させていただきます。

## 8. 交付決定の取り消しおよび返還

以下のような場合は、助成金の全額または一部を返還して頂くことがあります。

- (1) 社会福祉法人都城市社会福祉協議会子ども・子育て応援基金 助成金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正の手段により助成金を受けたとき
- (3) 助成金を目的以外に使用したとき

※ 上記以外において、助成活動の中止、変更等で残金が発生した場合も返還対象となりますのでご注意ください。

助成金事業のスケジュール

2019

2019年度助成事業の募集要項配布および要望書受付開始  
2019年4月15日(月)～5月24日(金)まで

審査委員会による審査会  
(口頭によるプレゼンテーション方式)(6月中旬頃)  
  
選考結果の通知と公表(6月下旬頃)

順次助成金を交付(6月下旬～)  
事業完了後、1か月以内の実績報告書を提出

2020

2019年度助成事業対象期間の終了(3月末)

2019年度 実績報告書最終提出期限(4月末)

2020年度助成事業の募集開始(予定)  
4月中旬～5月中旬

<お問い合わせ・申請書類提出先>  
都城市松元町4街区17号  
社会福祉法人都城市社会福祉協議会 総務課法人係  
TEL (0986) 25-2123  
FAX (0986) 25-2103